

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第2回財務事務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年2月22日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

指摘事項	講じた措置
<p>【交流推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概算払の旅費に係る精算書において、千歳市職員等の旅費に関する条例施行規則に規定されている期日までに精算を行っていないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている仕様書が契約書に添付されていないものがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内職員を対象に、直近3年間の監査結果をもとに歳入及び歳出に関する事務研修を実施した。(12/11)</li> <li>・ 同上</li> </ul>
<p>【スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵券受払簿において、郵便切手購入に係る残数計算に誤りがあるものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約に係る随意契約理由書において、2人以上の者から見積書を徴しない理由が適切ではないものがあった。</li> <li>・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務担当技術者通知書が受託者から提出されていないものがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当係内で切手購入時の手順を再確認することで、再発防止の取り組みを行った。(12/8)</li> <li>・ 契約管財課と協議を行い、今後適正な随意契約理由書を作成するよう、課内研修を実施した。(12/10)</li> <li>・ 当該受託者へ提出漏れの指導を行うとともに、契約後確認事項について課内研修を実施した。(12/10)</li> </ul>

(担当：観光スポーツ部交流推進課)